

公募企画

公募企画シンポジウム13

地域包括ケア時代に歯科の情報連携はどうあるべきか

2017年11月22日(水) 15:45 ~ 17:45 |会場 (10F 会議室1009)

[3-I-3-PS13-3] 歯科医療機関における医療情報連携について

杉山 茂夫（公益社団法人 日本歯科医師会）

歯科医療機関におけるシームレスな医療を提供するための医療情報連携において、安心・安全な環境下での患者情報のやり取りは必須であり、かつ効率化の観点より、これまで以上に医療情報の ICT化が進むと考えられる。歯科医療機関の ICT化の推進については、医療等情報の保護に配慮しながら国の医療等分野の ICT化の動向を注視しつつ、医療関係団体と連携の上慎重に対応しているところである。

国の目指す医療等分野の ICT化政策については、マイナンバー制度の実施を皮切りに、数年間の内に急速に進むことも予想される。国民にとって個人の医療情報が ICT化された際に安心・安全に利用できるシステムの構築が必要であり、そのためには万全なセキュリティ環境の確保等、十分な対策が求められる。

今後、医療情報連携ネットワークの構築が活発化することも見据え、地域の歯科診療所が必要に応じスムーズに連携できるよう、歯科の情報連携基盤整備の推進に係る検討が重要である。

現在、歯科診療所は医療機関数で概ね8割を超えるレセプト電子請求を行っているが、主に CD等による電子媒体請求であり、レセプトオンライン請求は20%に満たない状況である。

国は医療等分野の ICT化の推進として、マイナンバー制度のインフラと医療保険の既存インフラを組み合わせ「オンライン資格確認」（資格喪失後受診の防止になり、正確な医療情報による適切な医療費請求が可能となる仕組み）等の構築を目指している。

構築にあたり、マイナンバーカードの利用や医療等 IDの発行など、整理すべき課題が山積しているが、これまでのアナログ対応が ICT化へ様変わりすることも予想されることから、歯科の進むべき方向を的確に示すことが重要と考えている。

歯科医療機関における医療情報連携について

杉山茂夫*1

*1 日本歯科医師会常務理事

Medical Information Sharing between Dental Treatment Facilities

Shigeo Sugiyama *1

*1 Standing Director, Japan Dental Association

The government in recent years has been actively examining policies to promote the adoption of information and communications technology (ICT) in the medical field, such as for medical information sharing, and has been carrying out experimental projects in order to bring such adoption about.

Medical information sharing between dental facilities for the purpose of providing seamless treatment requires an environment where patient information can be handled safely and securely; because, from the perspective of efficiency, the application of ICT to medical data is set to progress ever further.

With the government's promoting of the adoption of ICT by dental treatment facilities, the handling of medical data security becomes an issue requiring close attention and careful thought by the Japan Dental Association.

Keywords: Medical and other identity, Medical information sharing, Experimental projects, Japan Dental Association

■ 総論

日本におけるIT化戦略は、2000年11月の「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(所謂、IT基本法)」の成立により、IT(ICT)の推進を国の重要政策と位置付ける法的根拠が確立した。2001年1月には、内閣に設置された「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(所謂、IT戦略本部)」により「e-Japan戦略」が取りまとめられ、ICT化政策が本格化することになった。

医療分野のICT化については2001年6月の経済財政諮問会議における、いわゆる「骨太方針」で「医療サービスのIT化(電子カルテ、電子レセプト)の推進」が初めて謳われ、2001年11月のIT戦略本部「e-Japan重点計画、e-Japan2002プログラムの加速・前倒し」では「電子カルテ、レセプトの電算化等のための具体的な普及目標、期限、普及方策」が明示された。また国は、医療のICT化は21世紀の医療提供の姿を考える際に不可欠な要素であり、実現すべき具体的な政策課題であるとして、2001年12月に発表された「保健医療分野の情報化にむけてのグランドデザイン最終提言」の中で、①標準化・透明化された医療情報の国民への提供②医療の安全性の向上③医療情報の共有による地域医療資源利用の適正化、効率化などを挙げている。

なお、国のICT化政策の一項目であるマイナンバー制度の実施が検討される中、2014年11月19日には機微性の高い医療情報を扱う番号には、他の分野とリンクしない医療等分野専用の番号(医療等ID)が必要だとする三師会声明が出された。それを受ける形で翌年6月30日に閣議決定された「日本再興戦略改訂2015」の中に、医療等分野における番号制度(医療等ID)の導入が盛り込まれた。国は成長戦略の一つとして、ICT技術を利用したIT立国を目指しており、その最重要項目が医療等分野のICT化とされる。これは社会保

障制度改革に大きく関わり、ICT基盤としての番号制度は大きな意味を持つことになる。

国の目指す医療等分野のICT化政策については、マイナンバー制度の実施を皮切りに、数年間の内に急速に進むことも予想される。国民にとって個人の医療情報がICT化された際に安心・安全に利用できるシステムの構築が必要であり、そのためには万全なセキュリティ環境の確保等、十分な対策が求められる。また、今後、医療情報連携ネットワークの構築が活発化することも見据え、地域の歯科診療所が必要に応じスムーズに連携できるよう、歯科の情報連携基盤整備の推進に係る検討が重要である。

歯科医療機関におけるシームレスな医療を提供するための医療情報連携において、安心・安全な環境下での患者情報のやり取りは必須でありかつ効率化の観点より、これまで以上に医療情報のICT化が進むと考えられる。歯科医療機関のICT化の推進については、医療等情報の保護に配慮しながら国の医療等分野のICT化の動向を注視しつつ、医療関係団体と連携の上慎重に対応しているところである。

平成29年度に入り、総務省「医療等分野における高精細映像等データ共有基盤の在り方」に関する実証事業が国内5地区で行われる予定である。計画段階で歯科医療機関に関わる地域も設定されているが、歯科診療情報の標準化・レセプトオンライン請求基盤の利活用が出来ることなどが所用条件と考えられる。これに対し、現在歯科診療所は医療機関数で概ね8割を超えるレセプト電子請求を行っているが、主にCD等による電子媒体請求であり、レセプトオンライン請求は20%に満たない状況である。国は医療等分野のICT化の推進として、マイナンバー制度のインフラと医療保険の既存インフラを組み合わせ「オンライン資格確認」(資格喪失後受診の防止になり、正確な医療情報による適切な医療費請求が可能となる仕組み)等の構築を目指している。構築にあたり、マイナンバーカードの利用や医療等IDの発行など、整理す

べき課題が山積しているがこれまでのアナログ対応が ICT 化へ様変わりすることも予想されることから、歯科の進むべき方向を的確に示すことが重要と考えている。

■各論

○医療 ICT の目標

(ア)多職種連携を進めるために診療所、病院、歯科診療所、調剤薬局の所有する電子化された医療情報をネットワークでつなぐ、それが「医療情報等連携ネットワーク」で、地域包括ケアシステム構築の基盤の一つとなる。

(イ)EHR(electric health record)の構築

生涯を通じた医療等情報をデータベース上に保存し、個人の健康増進や医療の質向上につなげる。医療圏を超えた情報連携が今後の目標となる。(レセプトデータベースとがん登録データベースの連携による長期治療の解析等)

(ウ)電子化された医療等情報の利活用(ナショナルデータベース等)

国の施策としての活用(地域保健医療計画等策定への活用、医学研究、医療費の効率化や削減)をはじめ、民間における利活用の推進を進めていくことになる。

○番号制度と医療情報の共有化との関係

番号制度とは個人情報を紐づける手段である。利用機関によってシステムが異なる中、連携基盤としての番号制度の普及により、全国規模のネットワーク構築が進むことにより医療情報の突合が容易となり、長期追跡性の向上につながる。

何より効率的な医療提供体制の構築により、重複検査・投薬等の防止に繋がる。2016年5月11日の経済財政諮問会議で、安倍首相は社会保障について「医療・介護分野における徹底的な見える化を行い、給付の実態や地域差を明らかにすることにより、より効果的で効率的な給付を実現していく」と述べ、塩崎厚労相に対し、「医療・介護のレセプトデータを全国的に連結して社会保障費を効率化していくための具体案をまとめ、諮問会議で報告するように指示した。厚労省は今後、具体案の検討に取り掛かることになる。医療情報の共有化を推進させるにはシステムネットワーク環境の整備が必須であり、医療等情報の標準化とともに医療関係者のインセンティブ(病院完結型からの転換)が重要となる。

○医療等情報の標準化

これは EHR の構築が大きな目標である。厚労省の「歯科診療情報の標準化に関する実証事業」では、大規模災害時における歯科所見を用いた効果的な身元確認を目標に実施されているが、平時における歯科診療情報の活用の検討も目的に入っている。標準化作業は喫緊の課題であり、地域包括ケアシステムにおいても優先課題となる。歯科レセコンベンダが、標準化された医療情報を搭載したソフトに入れ替えるタイムスケジュールも厚労省との調整の上、早期に示されていくべき事項と考える。短期的には、システムの違うベンダ間においても連携に必要な項目のみを標準化することで、情報連携ネットワーク構築に対応できる。MEDIS で行われている厚生労働省標準規格である ICD10 対応標準病名マスターや標準歯科病名マスターと連動した対応が必要である。

○歯科における情報連携に必要な事項

これまで述べたことから歯科における情報連携には、

- ・歯科診療情報の標準化
 - ・レセプトオンライン請求
 - ・HPKI カードの整備
 - ・医療等 ID への具体的対応
- などが必要と考える。